3　車体課税のあり方

⑴　車体課税の基本的な方向性

地球温暖化はグローバルな課題であり、その対策としてのCO_2排出抑制に向けて、地方税体系全体に関しても、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形に改めていかなければならない。地方税のグリーン化である。特に我が国のCO_2排出量のうち、自動車全体で約15％を占めることから、車体課税をより積極的に環境関連税制として位置づけていくべきである。平成26年度税制改正で方針が示された車体課税の見直しは、この基本的な方向性に沿ったものと評価できる。

今後、税制によるインセンティブ効果も相まって、環境性能に優れた自動車がより一層普及することが期待される。その場合でも、自動車は多様な社会的コストを発生させるものであることから、その社会的コストを所有者が負担するという考え方を基本として、今後の車体課税のあり方を検討していくべきである。

⑵　消費税率（国・地方）10％段階の措置

環境性能課税の導入等の消費税率（国・地方）10％段階の措置に関しては、当審議会として、昨年に引き続き本年も、関連業界等から広く意見を聞きながら検討してきた。

その中では、環境性能課税の導入等については、平成29年度税制改正で検討すべきとの意見もあったが、環境性能課税が新たな税の仕組みであることを踏まえると、税条例の地方議会での審議、税システムの改修、納税者への周知・広報等のために一定の準備期間が必要であることから、平成28年度税制改正で結論を得るべきである。

また、消費税率（国・地方）10％への引上げに際して、マクロ経済対策の観点から自動車税の税率引下げを求める意見があった。しかし、それでは広く国民に消費税率引上げの負担を求めている中で自動車税のみを軽減することになるとともに、経済対策上の観点から保有課税である自動車税を見直すべきではなく、大幅な減収が生じることを勘案すれば、行うべきではない。

環境性能課税については、平成26年度与党税制改正大綱において「自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する」ものとされている。同大綱等で示された、この方針を確実に実現するような制度内容としなければならない。

環境性能課税は、環境性能の優れた車両の普及促進や技術革新へのインセンティブの観点から、環境性能が一定の水準よりも高い車両を対象とし、その程度に応じて税率が決定される仕組みが望ましい。

また、税率の基準となる省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づく燃費基準については、平成27年度燃費基準が当該年度までに達成すべきものであり、また最新の燃費基準に対して税制上のインセンティブを付与すべきものであることから、平成32年度燃費基準を用いることとし、当該基準を上回る性能に着目する制度とすべきである。

さらに、大気汚染防止の観点から、排ガス規制も考慮した制度とする必要がある。技術革新の進展の中でインセンティブ効果が保たれるよう、一定年度ごとに燃費基準値等要件の見直しを行うことが必要である。

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直しについては、グリーン化へのインセンティブを高める観点から、環境性能課税において非課税とされる車両に重点化することが必要である。その中でも特に環境性能が優れた車両について減税が大きくなる形で制度を設け、グリーン化特例（軽課）が環境性能課税に連動する仕組みとなるようにすべきである。

なお、平成28年度におけるグリーン化特例（軽課）については、環境性能課税導入後のグリーン化特例（軽課）を踏まえた制度設計とすべきである。減税の基準となる燃費基準については、前述の通り、平成32年度燃費基準を用いることとし、当該基準を上回る性能に着目する制度とすべきである。

4　償却資産に対する固定資産税

償却資産に対する固定資産税は、企業等が事業活動を行う際の市町村からの受益に着目して、事業用の土地や家屋と一体に課税客体とすることが適当との考えで課税されているものである。固定資産税収約8.5兆円（平成25年度決算）のうち、償却資産に対するものは約1.5兆円（平成25年度決算）であり、市町村にとって安定した非常に重要な基幹税源である。

また、諸外国をみると、アメリカでは一般的であり、カナダ、イギリス、香港、韓国などでも償却資産課税が行われている。

これに対して、新たな投資による地域経済活性化の観点から、償却資産のうち「機械及び装置」の新規取得分に対する減免措置の要望が関係省庁から出されている。

当審議会としてはこれまでも、償却資産に対する固定資産税の「抜本的見直し」を求める要望に対して、①償却資産に対する固定資産税は、市町村の安定的な自主財源として定着していること、②国の経済政策の一環としての特別措置は、国税など国の施策として対応すべきであること、③産業振興や地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことは地方分権に逆行すること、④固定資産税の軽減措置の投資促進効果に疑問があること等から、これを廃止・縮減することは不適当との意見を述べてきたところである。

また、「機械及び装置」の新規取得分に対する減免措置を求める要望に対しては、①「機械及び装置」は事業用の土地や家屋と一体のものとして、企業の事業活動に供されるものであり、市町村から受益を受けていること、②「機械及び装置」に対する税収は、７千億円（平成25年度決算）を超え、その減収額は大きく、市町村の財政に著しい影響を与えること、③償却資産には、「構築物」、「機械及び装置」、「工具・器具及び備品」等の区分があるが、そのうち「機械及び装置」のみに広く減免措置を講じることは公平性を欠くこと、④企業が通常保有する資産に対して減免措置を講じることは、将来的に償却資産に対する課税を廃止することにつながりかねないこと等を踏まえれば、減免措置を講じることは不適当である。

5　地方の地球温暖化対策に関する財源確保

我が国の温室効果ガスの削減目標は、一昨年に開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（ＣＯＰ19）において、2020年度に3.8％減（2005年度比）と表明された。また、本年開催されるＣＯＰ21での合意に向け、約束草案（政府原案）においては、2030年度に26.0％減（2013年度比）とすることを決定している。これらの目標を達成するためには、エネルギー起源CO_2排出抑制対策や、森林吸収源対策等を総合的に推進する必要がある。

国においては、地球温暖化対策を推進する観点から、平成24年10月より、全化石燃料を対象とした石油石炭税の税率を上乗せする措置を導入し、平成26年度に税率を引上げ、平成28年度に最終的な税率の引上げを予定している。

一方、地方自治体においては、森林吸収源対策などの地球温暖化対策について、各地域の風土にあった形で創意工夫しながら様々な分野で中心的に事業を実施している。

現実に地方自治体が果たしている役割を踏まえると、地球温暖化対策の財源を確実に確保することが必要である。国においては上記のとおり、国税である石油石炭税の税率上乗せという形式でCO_2排出抑制対策の財源を確保することとしていることから、石油石炭税の上乗せ分の使途を森林吸収源対策に拡大するとともに、その一定割合を地方へ譲与すべきとする地方自治体からの意見等も踏まえ、地方の財源を確保・充実する制度を構築すべきである。

6　ゴルフ場利用税のあり方

ゴルフ場利用税については、消費税との二重課税であるとの理由や、スポーツ振興の妨げになっているとの理由により、その廃止を求める要望が関係業界団体や関係省庁から昨年度に引き続いて出されている。